三八六　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のドイツ連邦共和国等による批准に関する件　二九　五

三八七　ジャマイカ研究所展示・視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五

三八八　投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の効力発生に関する件　三〇　247　二六

三八九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件　三〇　247　二六

三九〇　アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　三〇　247　二八

○財務省

三一五　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　一　七

三一六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二　227　四〇

三一七―三一九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　231　五

三二〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　231　七

三二一　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　231　七

三二二―三二三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　231　八

三二四―三二〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　231　八

三二一―三二二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　233　一

三二三―三二五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　233　七

三二六　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件等を告示　九　233　八

三二七　公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二三　二

三二八　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　二

三二九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二三　二

三四〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの輸入数量を告示する件　二九　246　一七

三四一　平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　一〇

三四二　平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　一〇

三四三　平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　一〇

三四四　関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三〇　一〇

三四五　租税特別措置法第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件　三〇　一〇

三四六　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇　247　二八

○財務省、農林水産省

二五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　四

○財務省、農林水産省、経済産業省

八　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　五　四

○国税庁

一六　国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件　二八　四

一七　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二八　四

一八　果実酒等の製法品質表示基準を定める件　三〇　247　三三

一九　酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件　三〇　247　三四

二〇　酒類における有機等の表示基準を定める件の一部を改正する件　三〇　247　三五

二一　酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部を改正する件　三〇　247　三五

○文部科学省

一六二　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　一　七

一六三　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件　一　七

一六四　スポーツ庁の所掌に係る補助金等の交付に関する事務をスポーツ庁長官に委任した件　一　七

一六五　重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件　一　七

一六六　重要無形文化財の保持者の追加認定の件　一　七

一六七　選定保存技術の選定及び保持者の認定の件　一　七